

議案第 4 3 号

東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 7 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(令和 4 年板橋区条例第 1 0 号) の一部を次のように改正する。

第 1 5 条、第 2 8 条及び第 3 6 条中「厚生労働大臣」を「こども家庭  
庁長官」に改める。

第 4 6 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 5 6 条、第 6 4 条第 1 項第 6 号、第 7 5 条第 1 項第 8 号及び第 8 3  
条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第 9 0 条第 1 項中「厚生労働省組織規則（平成 1 3 年厚生労働省令第  
1 号）第 6 2 2 条」を「こども家庭庁組織規則（令和 5 年内閣府令第 3  
8 号）第 1 6 条」に改め、同条第 2 項中「厚生労働大臣」を「こども家  
庭庁長官」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

こども家庭庁の設置による厚生省令の改正に伴い、所要の規定整備を  
する必要がある。